

国内クレジット認証委員会御中

## 審査結果概要書

平成25年1月11日

審査機関名 株式会社 JACO CDM

### 1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	木質バイオマスボイラーの導入による温室効果ガス削減事業
排出削減事業者名	株式会社ハルキ
排出削減共同実施事業者名	公益財団法人 北海道環境財団
事業実施場所	株式会社ハルキ 第一及び第二工場 (北海道茅部郡森町字姫川 11 番 13)
事業の概要	本事業は、木材乾燥用の木質バイオマスボイラー（チップボイラー）を新設する事により、二酸化炭素排出量の削減を図る。
排出削減量の計画	2012 年度：80 tCO <sub>2</sub> (事業実施期間合計 80 tCO <sub>2</sub> )
国内クレジット 認証期間	開始日 2012 年 11 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 001-A ボイラーの新設

### 2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している

### 3. 実施した審査手続の概要

審査手続により、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所：株式会社ハルキ 第一及び第二工場 (北海道茅部郡森町字姫川 11 番 13)</p> <p>事業実施サイトの視察日付：2012 年 12 月 20 日</p>
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと</p> <p>本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを、関係者への質問等により確認した。</p> <p>2) 標準的な機器の選定</p> <p>平成23年12月9日付けの「標準的な機器選定に関するガイドライン」に基づき、本ボイラーの設置場所は都市ガスの敷設がないこと及びLNG タンクの設置やLNG輸送費用に多額のコストを要する事からLNGは除外される。従って、化石燃料としてはA重油もしくは灯油が対象となる。保守性の観点から排出係数の小さな灯油を燃料とするボイラーをベースラインの標準機器として選定することを関係者への質問ならびに現地視察で確認している。</p> <p>3) 投資回収年数</p> <p>投資回収年数計算の根拠データ及び検算により、本事業の投資回収年数は 6.5 年であることを確認している。投資回収年数計算の根拠データについて、事業者及び関係者への質問及び検算、関連証憑との突合により正確性を確認している。</p> <p>また、投資回収年数については、補助金を除いた純投資額をもとに算出している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因</p> <p>工場における作業環境の改善及び乾燥炉の設置に伴い、当該目的に用いる蒸気をボイラーにより生成するため、ボイラーを新設する。又、製材工程における端材等の有効利用による CO2 排出削減を目的として、国内クレジット制度による当事業に至ったことを質問によって確認している。</p>

自主行動計画に参加していない者により行われること	排出削減事業者への質問、その他関係者への質問、排出削減事業者の提出した誓約書の確認等により、自主行動計画に参加していない事業者であることを確認している。
排出削減方法論に基づいて実施されること	<p>1) 本排出削減事業は、承認済方法論 001-A に基づき排出削減を計算しており、方法論の適用条件を満たしていることを確認している。</p> <p>承認済方法論 001-A</p> <p>適用条件1 ボイラーを新設すること。</p> <p>適用条件2 新設したボイラーは、標準的なボイラーよりも高効率であること。但し、バイオマスを燃料とするボイラーの場合、標準的なボイラーより高効率であるかについては問わない。但し、リーケージ及び化石燃料の併用に伴う CO2 排出量の合計が、ベースラインで想定する化石燃料を利用する標準的なボイラーを導入した場合よりも低減すること。</p> <p>適用条件3 ボイラーを新設した事業者は、事業実施後のボイラーで生産した蒸気を自家消費すること</p> <p>を関係者への質問や現地視察により確認した。</p> <p>2) その他、バウンダリの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリング方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。又、ベースライン排出量算定においては、数値の根拠説明を求め、根拠数値及び算定過程が適切であることを確認している。</p> <p>3) 当該事業で使用するバイオマス燃料の運搬等に係るリーケージ排出量及び、ボイラーの燃料供給装置等の補機の電力使用量により生ずる排出量についても全体の 5%に満たないことを排出削減事業者の質問や、関連証憑等により確認している。</p>

#### 4. 特記事項

自社所有林の間伐残材を含む、道南地域のスギ、トドマツを原料として使用していることを、排出削減事業者への質問により確認している。

以上